

平成28年第3回定例会9月15日

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時02分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって5番 照屋仁士議員、6番 赤嶺奈津江議員を指名します。これから議案の条例に入ります。

日程第2．認定第1号 平成27年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第2．認定第1号 平成27年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。それでは、提出者から提案理由の説明及び決算の概要説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、認定第1号について、議長の許しを得ましたので私のほうから提案させていただきます。

認定第1号 平成27年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について 平成27年度南風原町一般会計歳入歳出認定を、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成27年度南風原町一般会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第233条第5項の規定により、平成27年度における南風原町一般会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書（別紙）を次のとおり報告いたします。お配りしました資料はB4サイズの南風原町一般会計・特別会計歳入歳出決算書で、このなかに本件認定案件に係る歳入歳出決算書、そして事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、土地開発基金運用状況調書の順で綴っております。さらに別冊で主要施策の成果に関する報告書と監査委員へ提出した決算調書資料もお配りしていますので併せてご参照いただきたいと思います。

それでは、3ページをお開きください。平成27年度南風原町一般会計歳入歳出決算の概要説明をいたします。本町の平成27年度一般会計の決算規模は、歳入163億408万6,000円、歳出149億9,801万5,000円で、前年度と比較して歳入22億3,011万3,000円、15.8パーセントの増、歳出で20億4,316万7,000円、15.8パーセントの増となっております。また、決算収支について見ますと、平成27年度歳入歳出差引額（形式収支）は、13億607万1,000円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源2,945万3,000円を控除した実質収支は12億7,661万8,000円となっております、この実質収支から前年度の実質収支10億6,607万

7,000円を差し引いた単年度収支2億854万1,000円に財政調整基金積立金10億6,448万3,000円、繰上償還金280万円を加え、財政調整基金積立金取崩額13億680万4,000円を控除した実質単年度収支は、マイナス3,098万円となっております。

次に、歳入の決算概要について説明いたします。主な歳入項目における自主財源・依存財源別の増減率を前年度と比較した場合、自主財源は10億7,338万6,000円、18パーセントの増、依存財源は11億5,672万7,000円、14.2パーセントの増となっております。まず、自主財源の大部分を占める町税においては、8,089万4,000円、2.5パーセントの増で、税目別では法人町民税が制度改正により2,284万8,000円減となったものの、個人町民税が納税義務者数の増等により4,942万5,000円の増となり合計で2,657万7,000円、1.8パーセントの増、固定資産税が家屋の新築増や新規大型事業者の償却資産増等により5,465万円、3.2パーセントの増、軽自動車税が登録台数の増により296万3,000円、3パーセントの増、町たばこ税が消費本数の増により471万4,000円、1.7パーセントの増となっております。その他の自主財源については、分担金・負担金が法人保育園の保育料の増等により1,203万円1,000円、3.5パーセントの増、繰入金が財政調整基金の取崩し等により1億113万円、8.2パーセントの増となっております。依存財源は、県支出金が津嘉山中央線街路事業交付金2億2,534万円増、学校施設環境改善交付金(幼稚園)1億8,353万7,000円増等により5億6,500万6,000円、22.8パーセントの増、国庫支出金が認可保育園定員増等により保育所運営費国庫負担金8,291万4,000円、地域消費喚起生活支援型交付金6,327万円皆増、社会保障・税番号制度導入補助金3,740万3,000円増等により、2億4,874万6,000円、13.7パーセントの増となっております。

続いて、歳出の決算概要について説明いたします。歳出の各経費別(性質別)の決算は、義務的経費で対前年度比1億9,183万円、3.1パーセントの増となっております。項目別では、人件費において退職手当組合負担金の減等により6,454万4,000円、3.7パーセントの減、負時XY日が認可保育園運営費補助金、介護給付・訓練等給付事業の増等により2億9,117万5,000円、8.5パーセントの増となっております。

次に、投資的経費が対前年度比7億5,941万円、3.7パーセントの増になっており、普通建設事業が幼稚園園舎新增築事業や津嘉山中央線街路事業の増によるものとなっております。また、その他の経費については、前年度決算余剰金の財政調整基金へ積立金の増により積立金9億7,452万7,000円、873.9パーセントの増、物件費で番号制度関係委託料や沖繩振興特別推進交付金を活用したJリーグキャンプ等支援委託料の皆増等により4,398万1,000円、2.4パーセント増となっております。その他の経費全体では10億9,192万7,000円、23.2パーセントの増となっております。一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は89パーセントで2.5パーセントの減となっております。経常収支比率減の主な理由は、同比率を算出する式の分子となる経常経費充当一般財源等(人件費、物件費、扶助費、公債費、操出金等)が9,850万9,000円増え、分母である経常的一般財源等も地方税の増等により2億9,716万9,000円増えており、分母の増が大きいことによるものです。平成20年度よ

り赤字決算が続いている国民健康保険特別会計の影響により、連結実質収支が赤字とならないよう、平成26年度から一般会計において実質収支を大幅に黒字にするため財政調整基金を取り崩しており、平成27年度末においても財政調整基金残高は減となっております。国民健康保険特別会計の赤字決算が、本町の一般会計を含むすべての会計の在世運営に影響を与えており、これまで以上に注視する必要があります。さらに毎年増加傾向にある扶助費をはじめ各特別会計への操出金の増加、嘱託職員増による人件費の増や沖縄振興特別推進交付金を活用した事業の実施等、今後増加する財政需要に対応するために事業の取捨選択を行い、引き続き「将来にわたって安定的な財政運営」に努めることを記し、平成27年度の決算概要といたします。次ページ以降に一般会計歳入決算状況、一般会計歳出決算状況（性質別）、一般会計歳出決算状況（目的別）の表もお付けしていますので、お目とおしをお願いいたします。決算調書資料については、のちほど総務部、民生部、経済建設部以下、順次部ごとに説明させていただきたいと思っておりますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 それでは、本日は、代表監査委員が出席されていますので、代表監査委員より平成27年度南風原町歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書について概要の説明を求めます。稲福 清代表監査委員。

○代表監査委員 稲福 清君 平成27年度南風原町歳入歳出決算審査意見書、南風原町基金運用状況審査意見書、審査について内容について述べたいと思います。1ページ、審査についてであります。審査の対象は、平成27年度南風原町一般会計歳入歳出決算、平成27年度南風原町特別会計歳入歳出決算（国民健康保険・下水道事業・土地区画整理事業・農業集落排水事業・後期高齢者医療）、平成27年度南風原町各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書であります。

審査の期間は、平成28年7月4日から8月12日まで審査を行いました。監査委員は、私と上原喜代子さんであります。

審査の方法 この審査にあたっては、決算書、関係帳票及び証拠書類等に基づき、さらに必要資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を聴取し、すでに実施した監査等の結果も参考にして、監査基準によるほか次の諸点に主眼をおいて実施いたしました。決算書の計数は正確であるか。収入済額は収入受入書と、支出済額は証憑書類と符合しているか。調定の時期は適正に行われているか。予算の流用、予備費の充用は適正になされているか。予算の執行はその目的に添って適正に行われているか。会計年度及び会計間の独立の原則は守られているか。財産管理は適正に行われているか。財政運営は健全かつ効率的に行われているかであります。

審査の結果、平成27年度一般会計及び特別会計決算額は、関係帳票、証拠書類とも合致しており、決算書の計数は正確であると認められた。各会計の歳入歳出の執行、収入支出

の事務処理及び財産の管理については、おおむね適正に行われたものと認められた。

決算の概要であります。各会計の総括としまして、平成27年度の各会計の決算を総括してみると、下記表のとおりであります。歳入決算額238億2,456万9,000円、歳出決算額236億2,525万2,000円で、歳入歳出差引額1億9,931万7,000円となり、前年度を1億9,554万9,000円下回る額であります。翌年度に繰り越すべき財源は、6,745万9,000円で、実質収支額1億3,185万8,000円の黒字となっております。歳入決算額は、調定額に対し収入率96.2パーセントで238億2,456万9,000円が収入済額となっております。歳出決算額は、執行率90.7パーセントで236億2,525万2,000円が支出済額であり、翌年度への繰越額は9億3,714万6,000円であり、不用額は14億7,322万2,000円となっております。

3ページから5ページまで一般会計であります。それから、6ページに特別会計のうちの国民健康保険、7ページに下水道事業、8ページに土地区画整理事業、9ページに農業集落排水事業、10ページに後期高齢者医療であります。これについては省略したいと思います。

次に、11ページの財産に関する調書がありますが、これについても省略したいと思います。12ページも同様に省略したいと思います。

13ページの審査意見を述べたいと思います。平成27年度の一般会計及び特別会計予算に計上された各事務事業は、総じて順調な成果を収めているものと認められた。今後とも次の点に留意し、なお一層適正な事務処理を行い、業務の適正かつ効率的執行に努められるよう望むものであります。

1番、予算の執行について。調定についてであります。年度末の出納整理期間中に、一般会計において163件、10億3,902万円（対前年度13件増、5,490万6,000円）、特別会計において37件、7億9,771万6,000円（対前年度4件減、3億3,593万円）の調定行為がなされています。大部分が国・県からの交付金等の確定通知の遅れ及び歳入側からの通知の遅れによるものであるが、依然として一部には調定の遅延、数値の錯誤、訂正等によるものが見受けられた。調定は、歳入を徴収しようとする場合において、その内容を調査して収入金額を決定する内部的意思決定行為であります。まだ大部分に調定の遅延（一般会計では18件、特別会計では5件）、錯誤等が見られるので今後とも調定の手続きにあたっては規則の定めにも則って時機を失しないよう適切な事務処理に努められたい。

次に、収入未済額についてであります。収入未済額は、一般会計5億8,688万6,000円で前年度に比べ5億2,082万5,000円の減少となっております。特別会計3億3,614万1,000円で、前年度に比べ3億6,767万7,000円の減少となっております。国・県からの交付金等以外の収入未済額は、次表のとおりであります。収入未済額が減少傾向にあることは、関係部署で法的措置等を含め各種の努力がなされているためで、高く評価します。一方、収入未済額は依然として多額であります。景気の低迷等から徴収業務の環境は厳しさを増していると思われるが、納税者の負担の公平と財源確保の観点から引き続き収入未済の実態把握に努め、督促や滞納処分等それぞれに応じた適切な債権管理を行い収入未済額の解

消と新たな発生防止についても取組を強化されたい。なお、学校給食収入（滞納繰越分）において、収入未済額に長期間動きがないものがあります。これについては適宜対処されたいと思います。

次に、不納欠損額についてであります。本年度の不納欠損額は、一般会計で個人町民税40件285万6,000円、前年度は74件の269万8,000円。法人町民税4件の12万円、前年度は3件8万9,000円。固定資産税で37件335万3,000円、前年度が42件358万7,000円。軽自動車税39件、29万1,000円、前年度55件33万2,000円となっています。特別会計では、国民健康保険税145件670万6,000円、前年度192件853万6,000円となっています。これら不納欠損処分は、滞納者が行方不明、不在がちで面接できない者、倒産、生活困窮者等の理由があるとして地方税法第18条5年時効、同法第15条の7第4項3年時効及び同法同条第5項即減に基づくものであります。債務者個々の実態把握に努め、滞納処分等関係法令に基づく措置については、十分に調査・検討及び滞納処分時期等に注意し、債権の適切な管理及び処分に努められたい。財政事情の厳しい折、税収等の自己財源の収納には鋭意総力を結集して極力不納欠損額の減少を図られたいと思います。

次の予算の流用、充用について、それから5番の不用額について、6番の繰越明許費については省略したいと思います。

7番の税収等の徴収強化についてであります。町税の収納状況の最近5カ年を比較してみると、平成23年度95.3パーセント、平成24年度96.1パーセント、平成25年度97.1パーセント、平成26年度は97.8パーセントと推移しており、平成27年度は98.1パーセントで前年度比0.3パーセント増となっています。町税の徴収率は、平成16年度91.2パーセントに対前年度比がマイナス0.4ポイント低下したあと、平成17年度以降11年続けて上昇しており、徴収体制の強化が顕著に表れております。この間の徴収の推移を見ると、前年度分の徴収率が99パーセント前後の高水準を維持しており、不納欠損処分があるものの収入未済額が8年続けて減少し続けている。絶え間なく徴収強化に努めている成果であります。滞納者に対しては、十分なる事前調査を行うとともに、地方税法に定めのある滞納者の財産差押え等を含めて債権の管理及び滞納処分のさらなる徴収強化に努められたい。次に、国民健康保険税の収納状況も厳しい状況にあるが、最近5カ年の現年度課税分の収納状況を比較してみると、平成22年度95.1パーセント、平成23年度95.2パーセント、平成24年度95.6パーセント、平成25年度96.6パーセント、平成26年度97パーセントと推移しており、平成27年度は97.3パーセントで前年度比0.3パーセント増と伸びになっています。滞納繰越分を含めた平成27年度徴収率は、83.8パーセント、前年度比較1.6パーセント増となっています。県内の市町村もかなり厳しい状況にありなお一層、調査・研究、工夫、関係部署間との連携強化等を実践して、現在の高水準を維持しながら効率的な徴収事務に努められたい。次に、学校給食費についてであります。学校給食費現年度分の収納状況は、平成22年度以降95パーセント以上を維持しており、平成27年度は98.4パーセント（前年度比較0.3ポイント増）となっています。平成27年度は、給食費の収入

額2億299万1,452円に対し、給食賄費2億1,778万3,689円で、1,479万2,237円の持ち出しとなっています。学校給食費と給食賄費は、次表のとおりであります。学校給食費は、平成25年度から幼稚園給食が開始されたことで、調定額が増の傾向にあります。給食賄費が平成26年度から大幅増となった要因に、平成26年4月から消費税率が5パーセントから8パーセントへ引き上げられたこと、円高による輸入食材の価格値上げ、台風・大雨被害による県外産野菜等の価格高騰等との説明がありました。平成27年度分の滞納繰越分は収入額が949万7,000円で対前年度比815万1,000円の減となりました。この減の要因は、滞納者との分割納付誓約相談等の取組が2年目となり、1年目と比べて鈍化したと考えられます。しかし、この取組以前の収納率と比較すると、収納率が大幅増となっております。今後とも継続して徴収強化に努められた一。一方、学校給食の収入未済額は以前多額（平成27年度は6,666万9,000円）であり、学校給食費負担金の公平・公正を欠いていると言える。この収入未済額に長期間動きがないものがあるので、滞納処分等関係法令を十分に調査・検討し、適宜対処されたい。また、収入未済額のなかには、不納欠損に結びつくものが見られる。滞納者に対しては、債務者個々の実態把握に努め、債権の適切な管理及び処分に努められたい。債権回収について、法的手段を含めた新たな方策等の調査研究を図り、徴収体制の強化に鋭意努力されたい。

次に、17ページであります。下水道使用料の徴収、それから公有財産台帳の整理について、それから有価証券の整理について、18ページの出資出捐金による権利については省略したいと思います。

17ページの基金についてであります。基金については、1年定期から2年定期として改善されていることが見受けられるが、引き続き有利な運用を行うよう努められたい。財政調整基金は、町財政の健全な運営のため、年度間の財政の均衡を調整し、将来の財政負担に備えることを目的として設けているが、平成25年度末時点で19億7,195万3,000円あった財政基金残高が、平成27年度末時点では6億3,049万4,000円となっております。本町の標準財政規模は、67億4,406万1,000円であるが、本町には財政基金残高の適正額を計る指標等がないことから、現在の財政調整基金残高が適性額かどうか計ることができません。一方、近年、赤字決算を続け、平成30年度に広域化が決定された国民健康保険特別会計の赤字に対しては、財政調整基金の活用も対処法策の1つと考えられています。したがって、本町の財政調整基金残高の適正額を計ることができるような財政運営の基本指針等を策定するとともに、不測の事態が起きても対処でき得るように財政調整基金を積み立てていく財政運営に取り組まれたい。

18ページの財政運営についてであります。財政運営について、その概要を例年にならって財政指数（普通会計）を参考にしながら総合的に捉えてみた。実質収支比率であります。財政運営の健全性の確保の点からは、実質収支額が黒字であるということが必須の要件となるが、その黒字額は標準財政規模の3パーセントから5パーセントであることが望ましいとされています。本年度の実質収支比率は、19パーセントで前年度16.5パーセントから

前年度比較2.5ポイント増と過去10年間に於いて最も高くなっています。今後とも適度の収支額の確保に努められることが望まれます。財政力指数であります。この指数は、地方交付税交付金の算定に使われる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値をいい、標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどのくらい自前で調達できるかという財政基盤の強さを表す指標として用いられます。この指数は「1」に近いほど財政力が強いとみることができます。本年度の財政力指数は0.6で、前年度0.557より0.043上がっています。今後とも自主財源の確保に一層努められるよう望むものであります。経常収支比率であります。この比率は、人件費、扶助費、公債費等の容易に縮減することができない経費に対し、町税、地方交付税、地方譲与税等の一般財源がどの程度充当されているかを見ることによって、財政構造の弾力性を判断しようとする指標であります。この比率の目安としては、おおむね65から75パーセントの間に分布することが望ましいとされており、比率が低いほど弾力性がある一般財源に余力があることとなります。本年度は、89パーセントで前年度91.5パーセントより2.5ポイント低くなっています。今後とも財政の硬直化防止と弾力性の確保に努めることが求められます。次に、公債費負担比率であります。この比率は、公債費に係る財政負担の度合いを判断する指標の一つで、現実に歳入のあった一般財源と起債発行経費を含む公債費に充当された一般財源等の割合を示し、税の徴収率の高低、地域総合整備事業債等事業補正対象事業の多寡など、団体の事情が反映される指標で、15パーセントが警戒ライン、20パーセントが危険ラインとされています。公債費は、一般会計9億9,315万7,000円、土地区画整理事業1億7,072万1,000円の公債費合計額で算出されます。本年度の公債費負担比率は12.2パーセントとなり、前年度14.4パーセントより2.2ポイント減少しています。このほかに特別会計において、国民健康保険99万9,000円、下水道事業1億8,529万9,000円、農業集落排水事業560万6,000円の公債費の償還があります。なお、債務負担行為で翌年度以降の支出予定額は、1,281万8,000円となっています。内容は、次表のとおりであります。今後は、特別会計（下水道事業、土地区画整理事業）への操出や負担金等の増加も予想され、町民の多様な行政需要に対応し事務事業を推進するには必然的に地方債に依存することになるため、公債費の動向には特に留意して健全財政に努めることが望まれます。以上、申し述べた基本的要素となる観点から財政運営について検討を試みた。上記実質収支比率にも見られるように、本年度の実質収支比率は19パーセントで前年度16.5パーセントと比較して増となっています。その要因として、平成27年度南風原町一般会計補正予算（第9号）にて平成27年度連結実質収支額が赤字にならないための対応として財政調整基金を取り崩して予備費へ12億1,000万円の増額補正を行ったことが挙げられます。実質収支比率は、高いほどよいわけでもないことから今後とも適度の収支額の確保に努められたい。次に、義務的経費の増加が著しく、扶助費の前年度8.5パーセントの伸び率が主な要因として挙げられます。また地方債は246億321万9,000円で、そのうち一般会計等繰入見込額が173億43万1,000円で、基金残13億7,591万5,000円を差し引いた残高は159億2,451万6,000円を超える状況で

あり、今後とも経常収支比率、公債費負担比率等に留意し健全財政の保持に努められるよう望むものであります。地方債は、以下のとおりであります。

厳しい財政事情のなかで、積極的に行政需要に対処して財政運営がなされたことは評価されるところであります。本町財政の極めて厳しい状況下にあることを踏まえて、人件費、扶助費及び公債費等の義務的経費の動向に特に配慮し、財政基盤の強化に努めること。また、事務事業の執行の際には、選択と集中やスクラップ&ビルド等を図り、特に公債費の増の要因となる普通建設事業の実施にあたっては十分検討をし、また財源の確保に一層努め、健全な財政運営を図ること。今後とも最小の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本原則に則り、様々な取組をとおしてより一層確かな事業管理及び適切な事務処理に努められたい。

なお、次のことに適切な措置を執られるよう要望します。1番、沖縄振興特別推進交付金事業（一括交付金）についてであります。沖縄振興特別推進交付金事業は、重要度の高い事業実施が可能であるが、完了後は国の会計検査の対象となることや県の交付要綱に基づく成果目標の設定と事業評価の公表が要求されており、予算執行能力を厳しく問われることとなります。制度の趣旨・目的を踏まえ、効果的な事業として完了されるよう要望します。事務処理等についてであります。会計処理については、支払いのチェックが漏れていたものがありました。また、事務処理については、契約事務に適切さを欠いたものがありました。適切な事務処理を図るため、管理職員等においては法令等を遵守したより適正な事務処理に向け事務業務の進捗管理や情報の共有等日常のチェック業務を徹底していただきたい。併せて複数職員による業務のチェック体制の確保や事務指導体制の充実に努めるよう要望します。保険給付費の抑制についてであります。国民健康保険特別会計が8年連続赤字を計上している主な要因は、保険給付費が右肩上がり増大していることにあり、保険給付費は今後も増加していくことが予想されます。保険給付費の抑制については、現行の保健活動をさらに創意工夫し、町民への健康増進対策を一層強化し、保険給付費の抑制に努められたい。なお、国民健康保険の財政基盤強化を図るよう前期高齢者交付金制度の是正に関して国に強く要望されたい。

次に、むすびであります。平成27年度の一般会計及び特別会計決算は、一般会計、国民健康保険特別会計、土地区画整理事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計は増額決算となり、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については減額決算となっております。財政は、総じて健全に運営されていた。一般会計及び特別会計を総括した実質収支額が、1億3,185万8,000円、昨年度は3億1,369万4,000円で1億8,183万6,000円の減額の黒字決算をもって翌年度に引き継いだことは、健全な財政運営、財源確保の見通し、財政収支の均衡保持等に配慮した結果であります。ただし、国民健康保険特別会計においては、収支の均衡が得られず、7年続けて次年度予算から繰上充用をして対応しています。社会の高齢化が進むなかで、本町の国民健康保険加入者の1人当たりの医療費は年額32万4,000円で、対前年度比4.2パーセント増となっており、依然として高い状況にあります。

この10年間の推移を見ますと、平成18年度は年額21万3,000円であり、10年間で11万1,000円増加しています。この医療費の抑制対策は、喫緊の課題であり、抜本的解決が急がれますが、保健福祉課及び国保年金課が連携し、国保データベースを活用した南風原町保険事業実施計画（データヘルス計画）等の取組があります。同事業を含む町民への健康づくりに関する諸施策を実践していくことで、中長期的に南風原町民の医療費が削減されるよう今後とも取り組まれます。

さて、平成27年度は、ハード面においては、津嘉山北土地地区画整理事業、黄金森公園整備事業、ウガンヌ前公園整備事業及び下水道事業等があり、ソフト面においては、20パーセントのプレミアムを付けた商品券を販売し地域の消費喚起を促す地域消費喚起生活支援事業、対象年齢を拡充したこども医療費助成事業、法人保育園の充実を図るための認可保育園事業及び5年ごとに行われる国勢調査事業等が行われ、教育面では北丘小学校大規模改造事業、幼稚園園舎新增築事業、南風原中学校普通教室改善事業、南風原中学校防災体制強化事業及び各種スポーツ大会など町民生活に密着した幾多の施策が推進されて、成果を収めたことは評価されるところであります。

また、平成24年に創設され4年目を迎えた沖縄振興特別推進交付金事業（一括交付金）を利用した主な事業を記してみますと、黄金森公園スポーツ施設活性化事業、災害時避難施設整備事業、沖縄県人カナダ移民115周年記念式典は園事業及び長寿県復活食の応援事業等が行われました。平成27年度一般会計決算は、自主財源では基幹である町税が対前年度比8,890万4,000円増となっております。繰入金の対前年度比8億7,769万9,000円増に加え自主財源は対前年度比10億7,338万6,000円増となり、自主財源比率が対前年度比0.8ポイント増の微増となっております。次に、依存財源は、県支出金が対前年度比5億6,500万6,000円増であり、国庫支出金及び地方消費税交付金等も対前年度比で増となっております。依存財源比率は、対前年度比0.8ポイント減の微減となっております。町民の意識として、南風原町の財政は豊かであるというイメージがあるが、依然として依存財源の比率が高く厳しい財政運営となっております。以上のように、厳しい財政状況が続くなか、南風原町まちづくり基本条例の基本理念及び基本原則を意識したまちづくりと南風原町第四次総合計画の長期展望のまちづくり、第三次南風原町行政改革大綱に基づく計画のもと、行政改革の進捗と主要施策の成果等に鑑み、安定した財源の確保に努め、限られた財源のなかで引き続き歳出の効率化・重点化を図り、健全な財政運営と行政改革を認識し、町勢のさらなる進展と町民福祉の向上増進に寄与されるよう、一層のご尽力を望むものであります。

次に、基金の運用状況についてであります。48ページです。審査について 地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査に付された南風原町土地開発基金については、法令、条例に基づいて適正かつ効率的に運用されているか、計数は正確であるかなどについて審査を実施しました。審査の結果及び意見 審査の結果、この基金の運用状況の計数は、証憑書類、預金等とも合致していて正確であることを認めました。また、基金は設置目的に沿って運用されていると認めました。

平成28年第3回定例会 9月15日

運用の概要であります。南風原町土地開発基金 南風原町土地開発基金は、公用もしくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため南風原町土地開発基金条例（昭和49年条例第10号）により設置されたもので、平成27年度末の基金の額は2億1,521万1,000円となっています。運用状況は次のとおりであります。平成27年度は、南風原町土地開発基金管理運用規則第4条の規定に基づく資金の貸し付けについてはありませんでした。平成27年度は、土地開発基金預金利子50万9,000円で、南風原町土地開発基金条例第6条の規定により一般会計に収入されています。以上であります。

○議長 宮城清政君 稲福代表監査委員の説明が終わりました。これより代表監査に対する質疑に入りますが、この質疑に関しましては監査委員より提出された意見書内に留めてください。それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それでは、代表監査委員にお聞きしたいと思います。21ページに次のことに適切な処理を取られるようというその2番目に、事務処理等について契約事務に適切さを欠いたものがあつたと指摘されています。この中身について具体的にお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長 宮城清政君 代表監査委員。

○代表監査委員 稲福 清君 お答えしたいと思います。契約事務に適切さを欠いたものとして、2件ありました。まず1件目が、随意契約の問題であります。随意契約は、南風原町契約規則27条によりますと、3人以上の者から見積書を徴取しなければならないとなっております。ただし、契約の相手方が特定される場合と特別の事情があるときは1人の者から見積書を徴取することができるとなっております。それにもかかわらず、随意契約を3社が必要なところ1社のみから取って契約をしているということでありました。その理由として、年度末で業者が間に合わなかつたということでありました。それから、もう1件は、見込みの段階で契約を交わしたものであります。具体的には、担当から確認していただきたいと思ひます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今、2件について監査委員からご答弁いただきましたけれども、担当はどちらでどのような中身なのか具体的にお答えいただけますか。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時52分）

再開（午前10時52分）

○議長 宮城清政君 再開します。代表監査委員。

○代表監査委員 稲福 清君 具体的には、学校教育課でそういう事例がありました。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時53分）

再開（午前10時53分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 代表監査委員、大変ご苦労様でございます。そのご苦労に対し、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。3点だけ聞かせてください。1つは、税負担の公平さからいって滞納整理を強化したほうがいいと報告がありました。今私はこの決算書を見ているのですが、この中に固定資産税で4,000万円あまりの滞納額があるのです。単年度でこれだけの額が生じたのか。滞納処分も強化しなさいということでしたので、滞納処分して徴収済みにかかわったのが平成27年度のケースとしてあったのかどうか聞かせてください。

もう1点は、基金の運用ですが、有利な基金で活用してくださいとありました。実際にそういうケースがあるのかどうか。有利な利息があるのに、そことの契約はしないで別の金融機関との契約が実際にあるのかどうか。どうだったでしょうか教えてください。

それからもう1点は、町債です。縁故債であるとか町債であるとか、起債ですね。今、金融機関はゼロ金利だと思います。そうであれば、町債であるとか縁故債であるとかそういったものを逆に金融機関にまとめて払ったほうが町の負担はなくいいのではないかと思います。財政経営においてもいいのではないかと思います。町債、縁故債のなかにそれに類するものがあつたかどうか教えてくださいますか。以上、3点質問します。

○議長 宮城清政君 代表監査委員。

○代表監査委員 稲福 清君 2点目から答えたいと思います。現在、ゼロ金利でありますけれども、運用を会計課でも有利なほうを確認してやっているものだと理解しております。例えば琉球銀行、沖縄銀行、それから農協などあるわけですけれども、そのうちのどちらが有利か内容を確認しながら基金運用はやっているものと理解しております。

それから、3点目ですけれども、先ほどもありましたようにゼロ金利でありますから、高い金利のものは早く返したほうがいいという内容かと思えます。確か清文議員から前々回でしたかそういうお話があつたかと思えますが、確かに町債は例えば6パーセント、7

パーセントとかいう利率のものがありました。それで最近は利率が低くなっておりましてけれども、まず高いほうを早く返して、借り換えしたほうがいいのではないかとそういう趣旨かと思えます。ただ、それはできないようになっております。一時、期限を区切ってこの期間についてはそのようにやっていいですよという制度がありました。その時には、それを実行した例はあります。現在、それができるかといえば、できないようになっているものと思っております。

それから、1点目の滞納処分ですか。滞納処分を回収しているものがあるかどうかということですか。滞納処分をしてから回収といった場合には、担保とかそういうものを処分してのものになるかと思えます。それは一部はやるかと思えますけれども、ほとんどそういう場合には納税者のほうでその固定資産の物件そのものが別の所の担保とか抵当権が入っているものですから、優先順位でそれを全額回収できるかといえばそういうことにはなっておりません。一部の回収にはそういう例があろうかと思っております。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございます。基金の管理については、代表監査委員が有利な方法で管理したほうが望ましいとおっしゃられたものですから、今はないということですので、ぜひ有利な方法で、金は単に銀行に寝かせるのではなくて、有利な方法で活用したほうが町にとって望ましい。それは言うまでもないです。そういったことで監査でも指摘をされながら指導もお願いしたいと思っております。

それから、固定資産税の滞納額があまりにも多いような気がしたものですから、そのままでは徴収業務がかなり厳しいと思えました。どういった方法で実際に滞納額を回収しているのか気になったものですから質問させていただきました。いろんな方法を取られて執行部も努力をしておられるようですので、ぜひそれもまた今後指導をお願いしたいと思います。いずれにしても財源がなければ町政運営もできないと思えますから、財政運営、活用の仕方、それからその点を適正にやっているかどうかきちんと監査していただく代表監査委員の仕事の責任は大きいと思えますので、どうぞ今後ともしっかりと頑張ってください。ありがとうございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前 11 時 02 分)

再開 (午前 11 時 02 分)

○議長 宮城清政君 再開します。質疑なしと認め、これをもって代表監査委員に対する質疑を終わります。代表監査委員、ありがとうございます。お疲れ様でした。休憩しま

す。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時21分）

○議長 宮城清政君 再開します。これから、各部長の詳細説明方法について説明申し延べます。まず、これまでの説明方法は、昨年と同様、決算調書資料を用いて説明をし、歳入については節ごとに予算現額調定額が100万円以上の差額理由、不納欠損額の主な処分理由、また収入未済額の原因となった主な理由について述べてください。歳出については、節において不用額50万円以上、50万円未満でも執行率が低い、あるいは未執行などを生じた主な理由を決算調書資料で説明します。決算調書資料で説明が不十分な箇所があれば、決算書を用いて説明をし決算書の朗読説明は省略させていただきます。

それでは、各部長に所管に係る説明を求めます。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、総務部各課に係る平成27年度歳入歳出決算状況につきまして、決算調書の資料と決算書でご説明します。まず、総務課に関するもので決算調書30ページからの歳出の50万円以上の不用額につきましては、2款1項1目、障がい者雇用事務嘱託員報酬、それから3目11節、需用費公用車燃料及び33ページの9款1項2目19節、災害時等避難施設改修事業補助金につきましては、年度末まで事業執行の可能性があったことにより補正を行わなかったことによるものです。また、各款2節、職員給料、3節、職員手当、4節、共済費及び30ページの12目11節、消耗品費につきましては、補正を行うべきところを失念により補正しなかったことによるものが理由となっております。未執行予算につきましては、決算書56ページ、9款1項2目、災害対策費1節、報償費、9節、旅費につきましては、防災計画の改正等がなく防災会議を開催する必要がなかったことによるものです。でございます。16節、原材料費4万円は、原材料費の対象となる補修等がなかったためでございます。それから31ページ、2款2項1目9節、の旅費は、固定資産評価審査委員でございますが、この審査申し出がなかったことによるものです。

続きまして34ページ。2款4項5目、農業委員会委員選挙費、7節、8節、9節。それから、35ページから36ページの2款4項8目、町長選挙費、8節、14節は当該選挙が実施されなかったことによるものです。

続きまして、企画財政課に係るもので、決算調書48ページ。予算額と調定額に100万円以上の差額があるもの2款2項1目1節、自動車重量税譲与税、それから9款1項1目1節、地方交付税は、交付決定が3月のため、それから14款2項1目11節、総務費、県補助金の沖縄振興特別推進交付金と49ページ、50ページ、20款の地方債については、事業費確定が年度末のため、最終補正できなかったためでございます。48ページ、13款2項6目14節、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金と51ページの2款1項18目13節、委託料は、前年度繰越事業のため補正ができなかったことによるものです。それから49ページ、15款1項2目1節、利子及び配当金は、財政調整基金の運用を見込んでおりました

が、金融機関より低利で融資が受けられるために運用しなかったことによるもの。それから50ページ、51ページの歳出における50万円以上の不用額、2款1項12目。地域づくり推進事業については、予算執行が複数の担当部署に関連するものでそれぞれで補正減を行っていないことで累積でこの額になったことによるものであります。

続きまして住民環境課でございます。決算調書60ページ。予算額と調定額に100万円以上の差があるものは、13款2項6目13節。社会保障・税番号制度導入補助金と歳出50万円以上の不用額2款3項1目19節につきましては、関連する経費であり、交付決定が3月中旬のため最終補正に間に合わなかったことによるものです。未執行予算につきましては、決算書43ページ。4款1項4目。環境衛生費1節。報償と次のページの9節。旅費は、公害対策審議会委員への諮問がなく、会議を招集する必要がなかったためでございます。

続きまして、税務課に係るもの。決算調書63ページです。収入未済額調べの説明をいたします。平成27年度の町税の調定額合計37億6,665万183円、収入済額合計36億9,147万6,351円、町税全体の徴収率は98パーセントで、対前年度比で0.3ポイントの増となっています。次に、町税における収入未済額合計は、1,718件、7,128万3,483円で、内訳は個人住民税が713件2,411万3,415円、法人町民税39件、262万3,700円。固定資産税608件、4,247万9,380円、軽自動車税358件、216万6,988円となっており、収入未済額全体として対前年度比件数で431件、金額924万240円、11.5パーセントの減となっております。収入未済の要因につきましては、経済的事情、それから少数ではございますが納税意識の低さ等々がございます。

次に、決算調書64ページの不納欠損について説明します。不納欠損調べにある不納欠損額の合計は、件数120件、金額661万9,784円で、その内訳は地方税法第15条の7第5項による即時消滅が13件、26万9,799円。同法第15条の7第4項による滞納処分執行停止後3年経過が35件、403万6,355円、同法第18条の時効によるものが72件、金額で231万3,630円となっております。不納欠損全体として対前年度比件数54件、8万6,460円、1.3パーセントの減となっております。

続きまして、決算調書108ページから111ページの予算現額と調定額に100万円以上の差があるものに係る町税の1款1項。町民税から3項。軽自動車税の予算額の算定につきましては、調定額に徴収見込率を乗じて行っているためとなっております。111ページの14項3項1目1節。徴収委託料につきましては、最終補正で対応すべきところ行っていませんでした。112ページの19款1項1目1節。延滞金につきましては、年度末まで見込みができないために補正をおこなっておりません。税務課における歳出50万円以上の不用額はございませんでした。

各課でありましたが、前年度に引き続き歳出50万円以上の不用額及び予算現額と調定額の差が100万円以上あるもののうち町税など徴収率等を勘案して予算計上するものや事業実績や交付決定の時期と最終補正時期の関係上、時間的に余裕がないものなどやむを得ない理由のあるものを除き、予算執行状況確認や関係部署、それから班ごとの調整で対応で

きたものもございました。今後、全庁的にそのようなことがないように「ほうれんそう」を的確に行って事務改善の徹底に取り組んでまいります。以上で、総務部に係る平成27年度一般会計決算の概要説明といたします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、民生部各課に係る平成27年度一般会計歳入歳出決算状況について、決算調書と決算書でご説明いたします。まず、こども課に係る決算状況についてでございます。決算調書115ページをお願いいたします。保育料及び主食費の収入未済額についてであります。現年度分が37件212万6,250円、滞納繰越分が40件、370万1,300円、合計77件、582万7,550円となっております。滞納の理由といたしましては、経済的理由が主であります。保育料全体の徴収率は98.36パーセント、対前年度比で1.32ポイントの増となっております。

次のページをお願いいたします。不納欠損処分についてであります。27件、201万9,500円を地方自治法第236条に基づき不納欠損処分いたしました。引き続き、保育料の滞納対策につきましてはしっかり強化し収入未済額の縮減に努めてまいりたいと思います。

次に、183ページをお願いします。歳入の各目の節において予算現額と調定額の差額100万円以上あるものが4件ございました。1件目の11款1項1目2節、保育料及び主食費滞納繰越分は、予算計上の際に調定額に徴収見込率を乗じて形状していることから差額が生じる結果となっております。2件目の13款1項1目14節、児童手当国庫負担金は、過去の児童手当支払額の伸び率を基に予算を計上していましたが、実績が下回ったことにより差額が生じました。

次のページをお願いします。3件目の14款2項2目4節、児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金の実績報告が4月のため、3月補正に間に合わないことが主な要因です。4件目の14款2項3項12節、こども医療費補助金は見込みより実績が伸びたことによる差額となっております。

次に、183ページをご覧ください。歳出の目ごとの節において50万円以上の不用額が6件ございます。1件目が3款1項1目20節、扶助費で87万3,000円の不用額がございます。こちらは長期療養者に対する生活援助費について3月補正で減すべきを失念していたことによるものでございます。2件目は3款2項1目19節、負担金、補助及び交付金の不用額で、補正減を行いましたが見込みがさらに実績より減となったことによるものでございます。

次のページをお願いします。3件目は、3款2項1目20節、扶助費で260万9,176円の不用額です。こちらは児童手当について過去の支払額の伸び率を基に予算計上していましたが、実績が見込みより減になったことによるものです。4件目の3款2項2目19節、負担金、補助及び交付金2,352万2,520円は、認可保育園運営費及び主食費負担金におい

て各保育園の減価償却費加算の支出を見込み予算計上していましたが、その加算が非該当となったことによる887万7,210円、それから事業所内保育運営費において土曜日加算、連携施設加算を見込んで計上していたところ、こちらもその加算が非該当になったことによる1,256万7,700円、そして保育体制強化事業において実績報告が4月のため3月補正に間に合わなかったことによる126万1,000円の不用額が生じたことが主な要因となっております。次のページをご覧ください。5件目の3款2項3目19節. 負担金、補助及び交付金で、1,242万7,000円あります。こちらは各学童クラブからの事業実績報告により、学童クラブ補助金で257万4,000円、支援員処遇改善事業補助金において4施設で補助要件を満たせず765万7,000円、障がい児受入れ強化事業において要件を満たせず171万2,000円の不用額が生じたことが主な要因であります。6件目の4款1項1目20節. 扶助費63万7,991円の不用額は、こども医療費助成事業の実績による50万1,728円の不用額が主な要因であります。

次に、未執行予算につきましてです。決算書の38ページをお願いします。3款1項10目4節. 共済費28万2,000円あります。こちらは国の27年度補正予算による年金生活者等支援臨時福祉給付金を翌年度へ繰り越して取り組むため計上した職員共済費分となっております。

同じく決算書の42ページをお願いします。3款3項1目. 扶助費5万円は、小災害の罹災者がいなかったためであります。

続きまして、国保年金課に係る決算状況についてご説明いたします。決算調書191ページをお願いします。歳入の予算額と調定額の100万円以上の差額が1件ございます。13款3項1目1節. 社会福祉費委託金で124万1,920円あります。こちらは精算交付通知が最終補正に間に合わなかったことによるものでございます。歳出における50万円以上の不用額はありませんでした。未執行予算につきましては、決算書44ページをお願いします。4款1項5目. 成人保健対策費の8節. 報償費1万2,000円は、婦人がん集団検診での協力員を依頼せずにできたことにより不用額が生じたものです。19節. 負担金、補助及び交付金1万9,000円についてです。こちらは大腸がん検診推進助成金で、対象者からの申請がなかったことによるものであります。

続きまして、保健福祉課に係る決算状況についてご説明いたします。決算調書の194ページをお願いします。収入未済額についてであります。11款1項1目3節. 老人福祉施設入所負担金の現年度分1件、3,600円と4節. 滞納繰越分の1件、58万3,430円でございます。こちら滞納の理由は生活困窮でありまして、納付誓約で分割納付していただいております。引き続き、納付誓約を遵守していただき、滞納額を縮めてまいりたいと思います。

続きまして、調書の212ページをお願いします。歳入の予算額と調定額の増減額100万円以上の差額があるものが3件ございます。1件目は13款1項1目8節. 心身障害者福祉費国庫負担金と14款1項1目7節. 心身障害者福祉費県負担金は、それぞれ負担金の対象となる給付費実績が支出見込より下回ったことによる国庫負担金、県負担金の減による差

額であります。

次のページをお願いします。3件目です。19款5項7目1節、雑入の328万7,081円の差ですが、このうち保健福祉課に係る分が161万3,514円あります。その差額の主な要因は、重度心身障害者医療費過払い返還金が1227万7,321円あったことによるものであります。

次に、歳出の50万円以上の不用額についてです。212ページをお願いします。こちらは8件ございました。1件目の3款1項3目20節、扶助費87万3,000円のうち、保健福祉課は15万3,000円となっております。成年後見人扶助費の不用額となっております。次の213ページから218ページまでの不用額については、それぞれの節における各事業細目不用額の合計で50万円を超えたこととなっております。

次のページをお願いします。8件目の2款1項18目18節、備品購入費150万9,832円につきましては、全自動血圧計購入事業の入札残がありまして、こちらは前年度繰越事業のため補正減できなかったことによるものです。保健福祉課においての未執行予算はございませんでした。以上で民生部に係る決算の概要説明といたします。民生部においても、失念による補正減していないものがございました。引き続き執行管理を徹底し、こういった不用額が出ないように取り組んでまいります。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 経済建設部各課に係る平成27年度一般会計歳入歳出決算状況について、決算書及び決算調書によりご説明いたします。まず、まちづくり振興課についてご説明いたします。決算調書の220ページからでございます。収入未済額については、繰越明許分以外はなく、不納欠損についてもございませんでした。

続きまして229ページをお願いいたします。予算現額と調定額に100万円以上の差があるものについてもございません。

歳出50万円以上の不用額については、2件ございます。1件目の7款1項7目19節、負担金、補助及び交付金118万6,735円のうち5万2,000円につきましては、住宅リフォーム支援事業費の不用額となっております。2件目の8款2項1目13節、委託料50万2,640円のうち15万3,040円は道路取得点検調査委託料の入札残となっております。

続きまして、都市整備課についてご説明いたします。決算調書の230ページからとなります。収入未済額については、繰越明許分以外はなく、不納欠損についてもございません。

続いて273ページをお願いいたします。予算現額と調定額に100万円以上の差があるものについてはございません。歳出50万円以上の不用額につきましては、8款2項1目13節、委託料の50万2,640円のうち34万9,600円については、用地購入交渉が難航したことにより町道所有権移転委託料が不用になったことによるものであります。

続きまして、区画下水道課の一般会計の決算についてご説明いたします。決算調書の274

ページからとなります。収入未済額については、繰越明許分以外はなく、不納欠損についてもございません。そして、予算現額と調定額で100万円以上の差があるものや歳出の50万円以上の不用額についてもございません。

続きまして、産業振興課についてご説明いたします。決算調書278ページからとなります。収入未済額については、明許繰越分以外はなく、不納欠損もございませんでした。

続いて300ページをお願いいたします。予算現額と調定額に100万円以上の差があるものについては、14款2項4目60節、特定地域経営支援対策事業補助金218万3,000円につきましては、補助対象外経費が含まれていたために不用額が発生したことによる差額であります。

そして、歳出50万円以上の不用額については、6件ございます。1件目の5款1項1目13節、委託料58万7,230円は、4件の事業の執行残となっております。そして2件目の6款1項3目19節、負担金、補助及び交付金379万602円のうち218万3,000円は、先ほどの予算額と調定額100万円以上の差額で説明した補助対象経費が含まれていたための不用額となっております。3件目の6款1項4目19節、負担金、補助及び交付金67万208円につきましては、和牛改良支援補助金において事業実施期間後の実績報告が最終補正に間に合わなかったことによる不用額であります。4件目の7款1項1目13節、委託料549万8,755円につきましては、地域ブランド構築展開プロジェクトの担当職員が中途退職し後任が探せなかったことによる人件費等の減額や実績に伴う事業費の減額など実績報告が3月末となったことにより最終補正に間に合わなかったことによる不用額であります。5件目の7款1項2目13節、委託料294万1,804円については、事業実施期間の最終日に実績報告があり最終補正に間に合わなかったことによる不用額となっております。6件目の7款1項1目19節、負担金、補助及び交付金118万6,735円につきましては、3月中旬に実績報告があり最終補正に間に合わなかったことによるものでございます。

未執行予算につきましては、決算書の46ページをお願いいたします。5款1項1目1節、報酬35万円につきましては、雇用を支援するための嘱託員を募集したところ、応募者がいなかったことにより未執行予算となっております。

以上で、平成27年度、経済建設部に係る決算概要の説明といたします。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時52分）

再開（午後1時00分）

○議長 宮城清政君 再開します。午前に引き続き、各部長から説明をお願いします。教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、教育部各課に係る平成27年度一般会計歳入歳出決算状況について、決算書及び決算調書により説明をいたします。教育総務課の決算状況から

説明いたします。調書306ページをお開きください。19款5項3目1節、学校給食保護者負担金の現年度分が95件332万1,738円の収入未済額となります。また、2節の滞納繰越分は、1,319件6,334万6,712円の収入未済額となります。

決算調書318ページをお開きください。歳入予算現額と調定額の増減額100万円以上の差と50万円以上の不用額があるものについて説明します。318ページの19款5項3目、学校給食収入1節、現年度分210万7,810円の差額は、児童生徒及び臨時職員等の増に伴う給食費増額分を重複して予算計上したことによるものです。次に2節、滞納繰越分6,346万1,507円の差額は、予算計上において収納率を平成26年度滞納繰越分50パーセント、平成25年度以前滞納繰越分10パーセントで見込んだことによるものです。

次に320ページをお開きください。2款1項18目13節、委託料1,008万2,573円の不用額は、先ほども総務部長からありましたとおり、繰越事業のため補正減額できなかったことによるものです。

続きまして、318ページ、319ページに係るその他の3件につきましては、説明欄に記載されておりますが、減額補正を行うべきところを失念により行わなかったことによるものです。なお、未執行予算はありません。

次に、学校教育課の決算状況について説明いたします。決算調書は323ページをお開きください。12款1項4目1節、幼稚園保育料、現年度分の収入未済額が3件5万6,950円。9節、幼稚園預かり保育料、これも現年度分が6件、4万6,550円となります。なお、幼稚園保育料、幼稚園預かり保育料とも滞納繰越分の収入未済額はありません。

359ページをお開きください。歳入予算額と調定額の増減額100万円以上の差と50万円以上の不用額について説明いたします。歳入予算額と調定額の増減額100万円以上についてはありません。歳出の10款1項2目19節、負担金、補助及び交付金の190万9,713円の不用額は、創立記念事業期成会補助金が事業未完了により補助交付を行わなかったことによるもので、同補助金については補正予算第3号で再度予算計上しております。その他については、説明欄に記載されていますが、減額補正を行うべきところを失念により行わなかったことによるものです。なお、未執行予算はありません。

次に、生涯学習文化課の決算状況について説明いたします。決算調書377ページをお開きください。歳入予算現額と調定額の増減額100万円以上の差と50万円以上の不用額について説明いたします。歳入14款2項6目4節、社会教育補助金マイナス80万8,000円の差額は、沖縄県より補助金確定通知が28年4月14日に決定され、最終補正予算に間に合わなかったことによるものです。50万円以上の不用額2件となります。説明欄に記載されていますが、減額補正を行うべきところを失念により行わなかったことによるものです。

未執行予算についてご説明します。決算書66ページをお願いいたします。10款5項5目8節、報償費1万円は、町史編集費の事業で、高所作業車を使用しての写真撮影に対する謝礼金を予定しておりましたが、高所作業車を使用しての写真撮影がなかったことによるものです。なお、教育部各課に該当する歳入予算現額と調定額の増減額100万円以上の差

平成28年第3回定例会 9月15日

と50万円以上の不用額があるものや未執行予算については、性質上やむを得ない事情のあるものを除き各部署が連携して予算執行状況の確認を行っていただければ最終補正で対応できたものが昨年度に引き続きありました。それについて事務改善に努めていきたいと思っております。以上で平成27年度教育部に係る決算の概要といたします。

○議長 宮城清政君 議会事務局長。

○議会事務局長・監査委員事務局長 仲村 一夫君 それでは、議会費及び監査委員費につきまして、まず議会費につきましては決算調書の7ページ、決算書では25ページでございます。議会費の50万円以上の不用額についてご説明申し上げます。1款1項1目19節、負担金、補助及び交付金の不用額73万865円につきましては、政務活動費の返還によるものでございます。収支報告が4月30日までとなっておりますので、不用額として予算減することができなかったことによるものです。監査委員費については、決算書34ページの下段にございますが、不用額等特にございません。以上でございます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 失礼しました。総務部総務課における未執行予算について、1点説明が漏れておりましたので追加で説明いたします。決算書の33ページをお願いします。2款4項、選挙費の2目、選挙啓発費12節の役務費に未執行がございます。これは明るい選挙推進協議会委員の皆さんへの通知をするための郵便料でございます。事業をしていなかったのではなく、この切手について2款1項1目の総務一般管理費の切手を使用したことによるものでございます。以上、追加での説明でございます。失礼いたしました。

○議長 宮城清政君 各部長からの所管に係る説明が終わりました。これで説明を終わります。

日程第3．認定第2号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第3．認定第2号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第2号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治

法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。次ページ以降の歳入歳出決算の概要、決算調書資料等の説明については、担当からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。3ページをお開きください。国民健康保険の加入状況は、世帯数5,266世帯（前年度比1.26パーセント減）、被保険者数は1万401人（3.59パーセント減）であります。本町の人口等に占める加入割合は、世帯数38.8パーセント（1.1パーセント減）、被保険者数は29.9パーセント（1.1パーセント減）となっています。被保険者の内訳は、一般1万59人（2.8パーセント減）、退職者等は342人（21.7パーセント減）であります。

次に、国民健康保険特別会計の歳入決算の状況については、予算現額62億4,426万4,000円に対する収入済額は50億1,809万4,000円で、12億2,617万円（19.6パーセント）の減、歳出は支出済額が61億7,547万2,000円で予算額より6,879万2,000円（1.1パーセント）の減となっております。この結果、11億5,737万7,000円の不足が生じたため、翌年度から繰上充用しております。歳入歳出済額を前年度と比較しますと、歳入は5億6,767万2,000円（12.8パーセント）の増、歳出は9億6,270万7,000円（18.5パーセント）の増となっております。歳入の主な内容は、国民健康保険税が6億7,347万4,000円で前年度と比較しますと1,756万2,000円（2.5パーセント）の減、国庫支出金が16億4,876万2,000円で前年度より1億2,671万3,000円（7.1パーセント）の減、県支出金が3億2,070万1,000円で前年度より2,942万1,000円（8.4パーセント）の減、前期高齢者交付金が3億3,420万円で前年度より1億984万6,000円（49パーセント）の増、共同事業交付金が14億6,079万2,000円で前年度より6億2,635万3,000円（75.1パーセント）の増、繰入金4億835万8,000円で前年度比で5,281万7,000円（14.9パーセント）の増となっております。歳出の主な内容は、保険給付費が28億6,936万8,000円で前年度より1,810万7,000円（0.6パーセント）の増、後期高齢者支援金等5億7,206万4,000円で前年度より781万7,000円（1.3パーセント）の減、介護納付金が2億5,085万5,000円で前年度より1,672万4,000円（6.3パーセント）の減、共同事業拠出金が14億5,649万6,000円で前年度より6億7,282万1,000円（85.9パーセント）の増、諸支出金が7,620万2,000円で前年度より1,124万2,000円（17.3パーセント）の増、前年度繰上充用金が7億6,234万4,000円で前年度より2億6,893万6,000円（54.5パーセント）の増となっております。歳入増の主な理由は、国民健康保険税、国庫支出金と県支出金、療養給付費交付金の減はあるものの、前期高齢者交付金、共同事業交付金の増によるものであります。歳出増の主な理由は、共同事業拠出金及び前年度繰上充用金の増によるものです。なお、保険給付費は歳出

総額の46.5パーセントを占めています。以上で、平成27年度南風原町国民健康保険特別会計決算の概要報告でございます。

次のページ4ページは、平成27年度と平成26年度の決算状況と前年度対比となっております。5ページは、年度ごとの保険税の収納状況、収入未済額の状況等、そして6ページから8ページは一般分、退職分、合計分の年度ごとの医療費状況となっておりますのでお目とおしをお願いいたします。

続けて、決算調書等のご説明をいたします。まず、決算調書の380ページをお願いいたします。収入未済額についてご説明いたします。国民健康保険税における収入未済額は928件、1億2,260万6,446円となっております、前年度より件数で66件の増、額では1,800万6,054円の減となっております。国保税全体での徴収率は83.8パーセント。対前年度比で1.6パーセントの増で、内訳は現年度分が97.3パーセント、対前年度比で0.3パーセントの増、滞納繰越分が20.1パーセントで対前年度比2パーセントの増となりました。諸収入における収入未済額は、一般被保険者第三者納付金が3件、47万6,877円、一般被保険者返納金が26件、41万7,514円となっております。収入未済となります滞納の主な理由は、生活困窮によるものでございます。

次のページをお願いします。不納欠損処分調べについてであります。145件、670万5,750円の不納欠損処分を行っております。その内訳は、地方税法第15条の7第5項即時消滅によるものが1件、8万9,600円。同法第18条の消滅時効によるものが144件、661万6,150円で、その理由は生活困窮が85件、生活保護の受給が37件、所在不明22件であります。これらにつきましては、徴収努力を続けてまいりましたが納付がなく、調査の結果、財産及び支払い能力がないなど判断されまして不納欠損処分といたしました。

次に、決算調書403ページをお願いします。歳入の各目の節において、予算現額と調定額の増減額が100万円以上のものが13件ございます。1款1項1目. 一般被保険者国民健康保険税の1節から6節までの6件については、12月末時点の調定額に対して前年度収納率による収納見込額で予算計上をしているため差額が生じる結果となっております。次に、4款. 国庫支出金の1項1目. 療養給付費等負担金1節. 現年分1,300万1,137円は、国からの交付決定通知が最終補正に間に合わなかったこと、2項. 国庫補助金2目1節. 普通調整交付金12億2,256万7,000円については予算の歳入歳出の調整額を計上していること、それから5目1節. 老人保健調整交付金207万3,000円、5款. 県支出金2項1目1節. 普通調整交付金2,267万1,000円、2節. の特別調整交付金2,315万2,000円、6款. 療養給付費交付金1項1目1節. 現年度分805万9,076円のそれぞれにつきましては、国・県からの交付決定が最終補正に間に合わなかったことによるものであります。12款4項5目1節. 高額療養費貸付金収入現年分245万3,381円については、実績の確定が最終補正に間に合わないために生じた差額であります。

次のページをお願いします。歳出の各目の節において50万円以上の不用額については9件ございました。まず1款1項1目21節. 貸付金312万5,381円は、年度末まで貸し付け

平成28年第3回定例会 9月15日

申請があることから補正を控えたことによる不用額であります。2款1項1目. 一般被保険者療養給付費 2,729万8,981円と2目. 退職被保険者療養給付費 788万931円は、療養費の請求が2カ月遅れのためにこちらも補正を控えたことによる不用額であります。3目. 一般被保険者療養費 131万9,032円、2項. 高額療養費1目. 一般被保険者高額療養給付費 979万645円、3目の一般被保険者高額介護合算療養費 54万2,000円、4項1目. 出産育児一時金 473万2,579円、8款1項1目. 特定健康診査等事業費 287万3,877円のそれぞれにつきましては、年度末まで支給申請・請求があること、それから10款1項1目. 利子 174万1,310円は一時借入金利子償還が年度末まであり、それぞれ補正を控えたことにより不用額であります。

次に、未執行予算については4件でございます。決算書の85ページをお願いします。1款2項2目14節. 使用料及び賃借料の5,000円は、高速自動車道使用のため計上しておりましたが、使用がなかったためであります。2件目は、決算書87ページをお願いします。2款2項13目19節. 負担金、補助及び交付金 54万2,000円は、支払い対象者がいなかったものであります。同じページで3件目の3項2目19節. 負担金、補助及び交付金 10万2,000円については、当初移送費として流用し対応しましたが、科目錯誤があったことから、1項4目の療養費へ科目構成したためここで不用額が生じた結果となりました。それから92ページをお願いします。11款1項2目23節. 償還金、利子及び割引料 5万円は、該当者がいなかったことによるものであります。

以上で平成27年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長 宮城清政君 これにて認定第2号の説明は終わります。

日程第4. 認定第6号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第4. 認定第6号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第6号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。次ページ以降の歳入歳出決算の概要、そして決算調書資料等の説明については、担当からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要をご説明いたします。後期高齢者医療につきましては、法令の定めにより保険料の算定は広域連合が行いますが、その徴収等は各市町村が行うことから、保険料の徴収と徴収した保険料を広域連合に納付するため特別会計において処理することとなっております。平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の状況は、歳入は予算現額2億3,851万円に対する収入済額が2億3,816万9,000円で前年度より1,137万4,000円（5パーセント）の増、歳出は予算現額2億3,851万円に対する執行済額は2億3,744万9,000円で前年度より1,253万2,000円（5.6パーセント）の増となっております。歳入の主な内容は、保険料が1億7,023万1,000円で、前年度より1,060万9,000円（6.6パーセント）の増、繰入金金が6,563万4,000円で前年度より19万1,000円（0.3パーセント）の減、繰越金が187万8,000万円で前年度より94万6,000円（101.5パーセント）の増となっております。歳出の主な内容は、総務費922万7,000円で前年度より207万円（18.3パーセント）の減、後期高齢者医療広域連合納付金が2億2,786万7,000円で前年度より1,457万6,000円（6.8パーセント）の増となっております。また、後期高齢者広域連合納付金の内訳は、保険料が1億7,030万6,000円で前年度より1,204万7,000円（7.6パーセント）の増、保険基盤安定負担金が5,617万9,000円で前年度より119万4,000円（2.2パーセント）の増となっております。以上が平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計決算の概要報告でございます。次の4ページ別紙1で決算状況の前年度との対比、それから5ページには診療報酬内訳の年度ごと集計を掲載しておりますのでお目とおしをお願いいたします。

続きまして、決算調書等の説明を行います。決算調書465ページをお願いいたします。収入未済額についてご説明いたします。現年分普通徴収保険料で38件、170万4,170円。滞納繰越分で2件、6万2,030円。合計40件、176万6,200円でございます。前年度と比較しますと、件数で26件、金額で140万4,937円の増となっております。滞納の主な理由は、生活困窮となっております。

次に、486ページをお願いします。歳入の各目の節において予算現額と調定額の増減額100万円以上が1件ありまして、1款1項2目1節. 現年分普通徴収保険料181万6,648円であります。1月末調定額に収納率99パーセントで9,280万円を見込み補正予算を計上しましたが、実績が上回ったことによる差額となっております。歳出の各目節においての50万円以上の不用額はありませんでした。

次に、未執行予算については2件ございます。決算書128ページをお願いします。3款1項2目23節. 償還金、利子及び割引料2万円は、還付加算金が生じなかったこと、それから4款1項1目23節の償還金、利子及び割引料の10万5,000円は一時借入の必要がなかったための未執行であります。以上で、平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。

○議長 宮城清政君 これでは認定第6号の説明を終わります。訂正があるようです。民生部長。

○民生部長 知念 功君 すみませんでした。認定第6号の4ページをお願いします。別紙1タイトル①で年度が間違っております。平成27年度に訂正いたします。中身については平成26年度と平成27年度との対比となっております。大変申し訳ございませんでした。

日程第5. 認定第3号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第5. 認定第3号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第3号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成27年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。歳入歳出決算の概要、そして決算調書資料等の説明については、担当からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは、認定第3号についてご説明します。地方自治法第233条第5項の規定により、平成27年度における南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書（別紙）を次のとおり報告します。

平成27年度南風原町下水道事業特別会計決算の概要をご説明します。まず、歳入の決算額が7億8,699万4,000円で、歳出の決算額が7億7,888万9,000円となっております。決算額を前年度と比較すると、歳入においては1億824万6,000円（12.1パーセント）の減、歳出においては1億319万円（11.7パーセント）の減となっております。歳入が減となった主な理由としましては、平成26年度繰越明許費の防災安全浸水対策下水道事業に伴う国庫支出金及び町債・繰入金の減によるものです。歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が1億8,386万円で前年度に比べ628万円（3.5パーセント）の増となっております。なお、下水道使用料の徴収率は99パーセントとなっております。また、事業費に対する財源として、国庫支出金1億5,378万4,000円（19.5パーセント）、県支出金8,500万4,000円（10.8パーセント）、町債1億6,980万円（21.6パーセント）の依存収入で、歳入総額7億8,699万4,000円に占める割合が51.9パーセントとなっております。また、補助事業の

平成28年第3回定例会 9月15日

裏負担となっている起債の償還金や人件費、維持管理費等に充当する財源として一般会計より1億6,959万8,000円(21.6パーセント)の繰り入れとなっております。一方、歳出内訳では、補助事業の工事請負費が2億8,443万8,000円(現年度分1億5,565万3,000円、繰越分1億2,878万5,000円)、調査委託費8,605万9,000円(現年度分6,904万9,000円、繰越分1,701万円)、補償費2,807万5,000円(現年度分760万1,000円、繰越分2,047万4,000円)、負担金及び補助金420万円、事務費468万8,000円の執行、歳出総額4億746万円で、歳出総額7億7,888万9,000円に占める割合が52.3パーセント(前年度54パーセント)となり、その他に流域下水道建設負担金1,327万3,000円(1.7パーセント)、流域下水道維持管理負担金1億497万7,000円(13.5パーセント)、公債費1億8,529万9,000円(23.8パーセント)等が主な項目で、その他6,766万8,000円(8.7パーセント)の歳出があり、平成27年度予算の執行率は84.1パーセントとなっております。

次のページにただいまご説明しました歳入歳出と下水道使用料の収入未済額が添付されていますので、お目とおしをお願いいたします。

続きまして、決算書及び決算調書についてご説明いたします。まず、決算書の98ページをお願いいたします。3款1項2目3節、これは補助事業で浸水対策下水道事業収入未済額5,750万9,880円、同じく4款1項1目1節、未普及解消下水道事業収入未済額2,801万1,240円で、共に明許繰越によるものであります。

決算調書408ページをお願いいたします。収入未済額で2款1項1目1節、下水道使用料の現年度分については、不納欠損はなく収入未済額で421件、184万3,227円。同じく2節、滞納繰越分についても不納欠損はなく、収入未済額で95件の12万1,333円となっております。9月1日現在で現年度分につきましては、未収入の件数が9件で金額が6,898円となっております。滞納繰越分については、未収入件数88件で金額が10万9,335円となっております。

決算調書の428ページをお願いいたします。予算額と調定額増減100万円以上については、2款1項1目1節、下水道使用料現年度分において、448万889円の収入見込みが予定額を上回ったことによるものであります。8款1項1目1節、下水道整備事業債5,740万円については、補助事業の明許繰越しによるものです。50万円以上の不用額につきまして1款1項1目11節、需用費51万2,838円は、前年度に設置した津嘉山地内のマンホールポンプの光熱費が当初見込みよりも減となり、補正減を失念したことで不用額となったことによるものでございます。決算書の未執行予算についてはございません。

以上で、平成27年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に係る説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これで認定第3号の説明を終わります。

日程第6．認定第4号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定

について

○議長 宮城清政君 日程第6. 認定第4号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第4号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。歳入歳出決算の概要、そして決算調書資料等の説明については、担当からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは、認定第4号についてご説明いたします。地方自治法第233条第5項の規定により、平成27年度における南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書（別紙）を次のとおり報告します。

平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計決算の概要をご説明いたします。まず、歳入の決算額が14億5,670万2,000円で、歳出の決算額が14億1,561万7,000円となっております。決算額を前年度と比較すると、歳入においては1億1,892万1,000円（8.9パーセント）の増、歳出においては1億42万7,000円（7.6パーセント）の増となります。歳入が増となった主な理由としましては、公共施設管理者負担金の執行増に伴う分担金・負担金の歳入増によるものであります。歳入の主な内訳は、県支出金6億2,691万7,000円（43パーセント）、分担金及び負担金3億6,928万5,000円（25.4パーセント）、繰入金3億1,440万4,000円（21.6パーセント）、町債1億1,610万円（8パーセント）、繰越金2,259万1,000円（1.6パーセント）であります。

次に、歳出の主な内訳は、事業費における工事請負費3億5,731万4,000円（現年度分6,893万4,000円、繰越分2億8,838万円）、委託料が6,700万5,000円、補償費が7億4,187万8,000円（現年度分4億9,575万9,000円、繰越分2億4,611万9,000円）、事務費393万8,000円の執行、合計で11億7,013万5,000円、歳出総額に占める割合が82.7パーセントとなり、その他に基金積立金416万9,000円（0.3パーセント）、公債費1億7,072万1,000円（12.1パーセント）の歳出があり、平成27年度予算の執行率は88.9パーセントとなっております。

次のページをお願いします。歳入歳出決算の状況が添付されておりますので、お目とおしをお願いいたします。

続きまして、決算書及び決算調書についてご説明いたします。まず、決算書107ページ

平成28年第3回定例会9月15日

をお願いいたします。収入未済額で3款2項2目1節、沖縄振興公共投資交付金7,462万2,748円及び4款1項1目1節、公共施設管理者負担金4,872万6,951円の収入未済額は、共に事業の明許繰越しによるものであります。

次に、決算調書の455ページをお願いいたします。予算現額と調定額の増減100万円以上については、9款2項2目1節、雑入で、111万6,822円、補正増をすべきでありましたが、補正の時機を逸したことによるものであります。また、10款1項1目1節の津嘉山北土地区画整理事業債1,260万円につきましては、補助事業の明許繰越しによるものであります。50万円以上の不用額については、2款1項1目13節の委託料で59万6,600円。これにつきましては、選挙人名簿作成委託料を補正減すべきところを失念により不用額が生じたことによるものであります。2款1項1目3節の職員給与等で69万7,653円。職員期末手当等を補正減すべきところを失念により不用額が生じたものであります。今後このようなことがないように事務執行に努めてまいりたいと考えております。

そして、決算書の未執行予算でありますけれども、110ページをお願いいたします。1款1項1目14節、使用料及び賃借料は、有料道路使用料を計上しておりましたけれども、利用がなかったことでの未執行となっております。

以上で、平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定に係る説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これで、認定第4号の説明を終わります。

日程第7. 認定第5号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第7. 認定第5号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第5号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。歳入歳出決算の概要、そして決算調書資料等の説明については、担当からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは、認定第5号についてご説明いたします。地方自

平成28年第3回定例会 9月15日

治法第233条第5項の規定により、平成27年度における南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を次のとおり報告します。

平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計決算の概要をご説明いたします。まず、歳入の決算額が2,052万4,000円で、歳出の決算額が1,981万円となっております。決算額を前年度と比較すると、歳入においては45万5,000円(2.2パーセント)の減、歳出においては、71万5,000円(3.5パーセント)の減となっております。歳入が減となった主な理由としましては、使用料の減によるものであります。歳入の主な内訳は、集落排水使用料が386万6,000円(18.8パーセント)、繰越金45万4,000円(2.2パーセント)、一般会計から1,596万6,000円(77.8パーセント)の繰り入れを行っております。

次に、歳出の主な内訳は、農業集落排水事業費1,420万4,000円(71.7パーセント)、公債費560万6,000円(28.3パーセント)の歳出があり、平成27年度予算の執行率は96.2パーセントとなっております。

次のページをお願いいたします。歳入歳出と農業集落排水使用料の収入済額が添付されておりますので、お目とおしをお願いいたします。

続きまして、決算書及び決算調書についてご説明いたします。決算調書の459ページをお願いいたします。収入未済額調べでございますけれども、2款1項1目1節. 農業集落排水使用料の現年度分については、不納欠損はなく、収入未済で11件、3万7,001円となっております。同じく2節の滞納繰越分については、不納欠損が2件で3,866円、収入未済が2件で2,041円となっております。9月1日現在で現年度分についてはすべて収入済となっております。滞納繰越分については、未収入件数が2件で金額が2,041円となっております。

460ページの不納欠損が2件の3,866円ありまして、その理由としましては、転居先不明のため連絡が取れないことで不納欠損となっております。地方自治法第236条による金銭債権の消滅時効となっております。

歳入の予算現額と調定額の増減100万円以上及び50万円以上の不用額についてはございません。

決算書の未執行につきましては、119ページをお願いいたします。1款1項1目23節. 償還金、利子及び割引料につきましては、還付金がなかったということで未執行となっております。

以上で、平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に係る説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これで認定第5号の説明を終わります。

日程第8. 報告第6号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

○議長 宮城清政君 日程第8. 報告第9号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第9号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により平成27年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて議会に報告いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について説明いたします。平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について記されております。そしてその右側が用語の説明となっております。左側のページにつきましては、お手元に配布しております資料3、それから参考資料を使ってご説明します。はじめに、健全化判断比率は資料2の1ページをお願いいたします。総括表1、上段表の右4カ所ございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4種類の指標のことを言います。本町において、早期健全化基準数値は、実質赤字比率14.14パーセント、連結実質赤字比率19.14パーセント、実質公債費比率25パーセント、将来負担比率350パーセントとなっております。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準数値以上であれば、早期健全化団体となり財政の早期健全化のための財政健全化計画を策定し議会の議決を受けることが義務付けられるとともに、その計画及び実施状況を国・県へ報告しなければなりません。財政再生基準数値は、実質赤字比率20パーセント、連結実質赤字比率30パーセント、実質公債費比率は35パーセント、将来負担比率の基準数値はございません。健全化判断比率のいずれかが財政再生基準数値以上であれば、財政再生団体となり、財政再生計画を策定し早期健全化計画団体同様に議会議決を受けることが義務付けられるとともに、その計画及び実施状況の国・県への報告義務や地方債の制限、国の勧告を受けることとなります。

次に、本町の実質赤字比率は、一般会計、土地区画整理事業特別会計を合計した実質赤字額の臨時財政対策債を含む標準財政規模に対する比率を言います。平成27年度決算では、資料2の2ページ、総括表2の左表にございます実質収支額が一般会計で12億7,661万8,000円、土地区画整理事業特別会計で470万9,000円の合計12億8,132万7,000円となり赤字額はございませんので、実質赤字比率は0パーセントとなります。数式で表しますと、実質赤字額割る標準財政規模、これが実質赤字比率となります。

平成28年第3回定例会 9月15日

続きまして、連結実質赤字比率は、総括表2の一般会計、土地区画整理事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の全会計の実質赤字額の臨時財政対策債を含む標準財政規模に対する比率を言います。平成27年度決算実質収支が、一般会計12億7,661万8,000円。土地区画整理事業特別会計470万9,000円、国民健康保険特別会計マイナス11億5,737万8,000円、後期高齢者医療特別会計72万円、下水道事業特別会計647万5,000円、農業集落排水事業特別会計71万4,000円で、合計11億3,185万8,000円となり、赤字額はございませんので連結実質赤字比率は0パーセントとなります。なお、数式で表しますと連結実質赤字額割る標準財政規模が連結実質赤字比率となります。

実質公債費比率は、資料2の3ページ、総括表3の①から⑱までを算定式に基づいて積算した数値の3年平均で、10パーセントとなり、早期健全化基準数値以内となっています。

将来負担比率は、資料2の4ページ、総括表④の下段の算定式に基づいて積算した数値で、123.2パーセントとなり、早期健全化基準数値以内となっています。

次に、公営企業における資金不足比率とは、公営企業会計（下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計）ごとの資金不足額、実質赤字額の事業の規模に対する比率です。資金不足比率が20パーセント以上であれば、公営企業の経営の健全化のための経営健全化計画を策定し、議会議決を受けることが義務付けられるとともに、その計画及び実施状況を国・県へ報告しなければなりません。本町の下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計ともに資金不足額はなく、資金不足比率は0パーセントです。以上で、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告とします。

○議長 宮城清政君 これからただいまの報告について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第9号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率については、これをもって終了します。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でした。

散会（午後2時07分）